入札公示

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和元年７月16日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局　浪速国道事務所長

古川　慎治

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　大阪湾岸道路西伸部ポートアイランド中西部地区地質調査業務（電子入札対象案件）

⑶　業務内容　本業務は、大阪湾岸道路西伸部ポートアイランド中西部地区において、詳細設計に必要な地質調査を行うことを目的とする業務である。

主な業務内容は以下のとおりである。

一般調査

機械ボーリング　１式

サンプリング　１式

サウンディング及び原位置試験　１式

室内土質試験　１式

総合解析　１式

解析等調査

解析等調査　１式

⑷　履行期間　契約締結の翌日から令和２年５月29日

⑸　本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

また、本業務の予定価格が500万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加え技術評価を行う試行業務である。

⑹　本業務は資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格　入札に参加しようとする者は、１）に掲げる資格を満たしている単体企業、又は２）に掲げる資格を満たしている設計共同体のいずれかであること。

１）単体企業（組合を含む）

ⓐ　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

ⓑ　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

ⓒ　近畿地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

ⓓ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

ⓔ　入札参加希望者は代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該業務の入札説明書及び設計図書等に基づき資料を作成すること。ただし、電子記録媒体（ＣＤ―Ｒ等）を下記４⑴に指持又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより電子データの交付を受け、資料を作成した者も可とする。

なお、「返信用封筒」は簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）の切手を貼付すること。（以下、同じ）

また、「郵送」は、郵送（書留郵便に限る）または託送（書留郵便と同等のものとする。）によるものとする。（以下、同じ）

ⓕ　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ⓖ　本業務に設計共同体として資料を提出した場合、その構成員は、単体として資料を提出することはできない。

２）設計共同体　上記１）ⓐから(f)まで（ただし、上記１）(e)については設計共同体の構成員のうち一者が満たしていればよい。）に掲げる条件を満たしている者より構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和元年７月16日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

⑵　入札参加者を指名するための基準　建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち、下記⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

１）技術提案書を提出した者であること。

２）入札価格が予決令第98条において準用する予決令第79条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

３）上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

４）落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合における落札者の決定方法

イ）予決令第98条において準用する予決令第79条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ロ）落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

ハ）上記ロ）「予決令第86条の調査」の内容については、近畿地方整備局のホームページに記載しているとおりとする。

http://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/index.html

⑵　総合評価の方法

１）評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

２）価格評価点の算出方法　価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／予定価格）

なお、価格評価点の配分点は60点とする。